

審査基準整理票

処 分 名	大津市老人福祉センターでの印刷物等の配布又は掲示の許可		
根 拠 法 令 名	大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則 (昭和55年規則第40号)	(条項) 第6条第1号	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康保険部 長寿施設課		
標 準 処 理 期 間	1 日	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市老人福祉センターでの印刷物等の配布又は掲示の許可に係る審査基準] 大津市老人福祉センターでの印刷物等の配布又は掲示の許可に係る審査基準は、大津市老人福祉センター条例第7条第1号及び第2号に定める使用制限事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令] 大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則 (使用上の遵守事項) 第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 許可を受けなくて、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。 (2)～(4) 略</p> <p>[参考法令] 大津市老人福祉センター条例 (使用の制限) 第7条 指定管理者は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。